

枝幸町立歌登小学校

学校いじめ防止基本方針



令和6年 5月

【目 次】

はじめに	…	1
第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項		
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	…	1
2 いじめの理解	…	1
(1) いじめの定義		
(2) いじめの内容		
(3) いじめの要因		
(4) いじめの解消		
(5) いじめの重大事態		
第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組		
1 本校のいじめの実情及び令和5年度の目標（指標）	…	4
(1) 学校評価を踏まえた取組の改善		
(2) 校内研修の充実		
(3) 校務の効率化		
(4) 地域や家庭との連携		
2 児童が主体となった取組の推進	…	5
(1) 学校いじめ基本方針（児童版）の策定		
(2) 「いじめをなくす」取組		
3 学校いじめ対策組織の設置	…	5
(1) いじめ防止生徒指導会議の構成		
(2) いじめ防止生徒指導会議の役割		
4 いじめ防止の取組	…	7
(1) いじめについての共通理解		
(2) いじめに向かわない態度・能力の育成		
(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意		
(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実		
5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	…	8
6 いじめへの対処	…	9
(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応		
(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援		
(3) いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言		
(4) いじめが起きた集団への働きかけ		
(5) 性に関わる事案への対応		
(6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応		
7 いじめの解消	…	10
(1) いじめが「解消している」状態		
(2) 観察の継続		
8 いじめの重大事態への対応	…	11
(1) 重大事態とは		
(2) 学校における重大事態への対処		
(3) 重大事態対応フロー図		
9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携	…	12
10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携	…	12
○いじめ発見・見守りチェックシート	…	13
○いじめの発見・観察ポイント（保護者用）	…	14

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもので、けっして許される行為ではありません。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、「いじめ根絶」を目標として掲げ、児童・教職員・保護者・地域が一体となって目標に向けての取組を進めてきました。いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と早期発見、組織的で迅速な対応に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」、北海道いじめ防止等に関する条例（平成26年4月）、枝幸町いじめ防止基本方針（令和3年5月）等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

（1）いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（2）いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

（3）いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、さまざまな場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度のストレスとなり、いじめが起こり得る。

- 児童の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いに違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和6年度の目標（指標）

「いじめ防止対策推進法」第13条では、「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」と定めています。

本校では、教職員一人一人が、いじめは絶対に許されない、いじめは卑怯な行為である、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるとの認識を持ち、家庭、地域住民、関係機関等と連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進していきます。

昨年度の本校のいじめ認知件数は18件でした。いじめアンケートによる「嫌な思いをしたことがある」について、1年間で18件の回答があり、それぞれに口頭での聞き取りを行ったり、いじめ防止生徒指導会議等で慎重に協議を行ったりし、事実関係等を分析してきました。「きつい口調で言われる」「過去にあった嫌なことが思い出される」などの事実を確認し、いじめとして認定した件数は0件でした。また、「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答した児童は令和5年度100%でした。

これらの実態に基づき、今年度もいじめのない学校を目標とし、日常的な嫌がらせなどについても、10%未満となるよう、きめ細かな指導を組織的に行います。また、引き続き、「いじめはどんなことがあっても許されない」という意識を100%浸透するようにし、誰にでも気軽に相談できる雰囲気を作るため、年間の学校教育全体を通じて、いじめの防止や早期発見、事案対処などの取組を体系的・計画的に実施できるようにしていきます。

（1）学校評価を踏まえた取組の改善

学校評価において、いじめ防止のための取組に係る達成目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善・充実に取り組めます。

（2）校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を計画的に行います。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施に努めます。

（3）校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

（4）地域や家庭との連携

学校いじめ防止基本方針を保護者懇談会等における説明により、家庭や地域に対し

て、いじめの問題の重要性について認識を広めます。また、学校だより等を通じて、いじめの防止等に関わる児童の自主的な活動や学校の実践等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。

また、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携が必要である場合が想定されるため、平素から関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催等を行い、連携を密にしていきます。

2 児童が主体となった取組の推進

児童会が中心となり、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめ防止に関する活動に取り組みます。

(1) 学校いじめ防止基本方針（児童版）の策定

学校が策定している学校いじめ防止基本方針の内容や、学校いじめ対策組織の存在、年間を通したいじめの未然防止の取組等について理解を深めたり、いじめの防止等について考えたり、議論したりしながら、「学校いじめ防止基本方針（児童版）」を策定する予定です。

(2) 「いじめをなくす」取組

児童会が中心となって、全校児童が取り組む活動です。異学年交流をすることにより、児童同士のつながり、高学年としての意識の向上、気軽に話し合える雰囲気作りをします。

① 仲の良い学校にしよう運動

昨年度、児童会本部主催の「全校レク（手つなぎおに）」を実施し、交流を深めました。今年度も、引き続き全校が仲良くなれる集会活動等を企画していきます。

② あいさつ運動

児童会本部が中心となって、「あいさつ運動」を行うことにより、全校児童に対する声かけを行い、誰とでも気軽に話しかけ合える雰囲気作りをしています。困ったときの相談や、友だちに対する声かけができる雰囲気作りを目指しています。

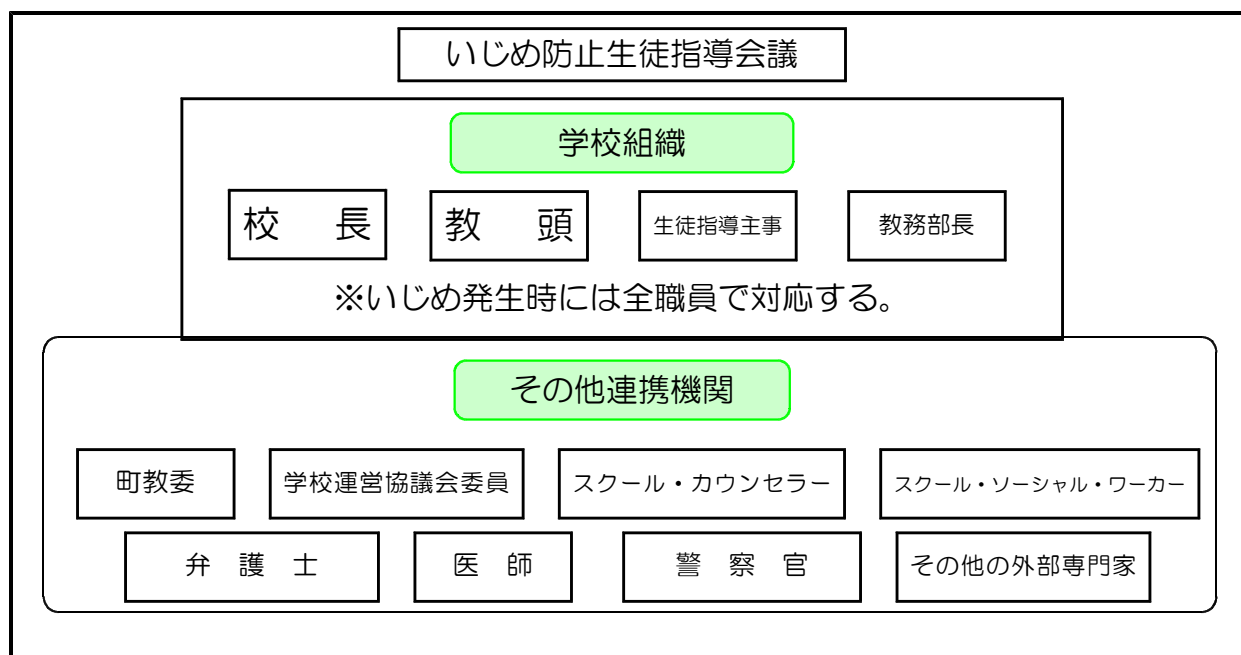
③ 縦割り活動

日常生活の中で異学年との交流ができるよう、清掃活動を縦割りで行っています。また、運動会の時期には高学年が低学年に「よさこいソーラン」を指導するなど、全校児童が誰とでも仲良く接することができる雰囲気作りを目指しています。

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) いじめ防止生徒指導会議の構成

「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。



いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見・対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による「いじめ防止生徒指導会議」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や実施の際に、児童や保護者の代表、地域住民の代表として学校評議員などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、町教委、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

（２）いじめ防止生徒指導会議の役割

①未然防止

ア）いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア）いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ）いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ）いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には情報の迅速な共有及び関係児童に対する聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ）いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行

オ）いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施

カ) いじめ防止に関わる校内研修を企画し、計画的に実施

キ) 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直し

ク) いじめ防止生徒指導会議の内容の記録・保管

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成，実行，検証，修正

イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画，計画的な実施

ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

4 いじめ防止の取組

児童がいじめに向かわないよう，社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに，自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。

また，児童に対して，傍観者とならず，いじめ防止生徒指導会議への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

いじめの防止のため，次の取り組みを進めます。

(1) いじめについての共通理解

①いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点について，職員会議や校内研修において周知し，教職員全員の共通理解を図ります。

②いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに，学校いじめ防止基本方針（児童版）の作成を支援し，いじめ防止生徒指導会議の存在や取組について，児童が容易に理解できる取り組みを進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

①教育活動全体を通じた道德教育の充実，読書活動・体験活動などの推進により児童の社会性を育む取組を進めます。

②児童の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により，多様性を理解するとともに，自分の存在と他者の存在を等しく認め，互いの人格を尊重する態度を醸成する取り組みを進めます。

③幅広い社会体験，生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進めます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

①いじめの加害の背景には，人間関係のストレスをはじめ，学習の状況等が関わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう，一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりに努めます。

②教職員の不適切な認識や言動が，児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方に細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ①教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じるができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- ②自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ③自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- (1) 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- (2) 児童及び保護者に保健室（養護教諭）やスクールカウンセラー等の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

ご家庭でいじめの把握した場合には、児童に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切です。いじめの兆候の早期発見のため、次のシートを活用することも効果的です。

【登校するまでの様子】

- ☐ 朝、なかなか起きてこない。
- ☐ いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- ☐ 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- ☐ 登校時刻が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- ☐ 友達の荷物を持たされている。
- ☐ 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- ☐ 途中で家に戻ってくる。

【日常における家庭生活の変化】

- ☐ 服の汚れや破れ、体にあざやすり傷があっても理由を言いたがらない。
- ☐ すぐに自分の部屋にかけこみ、なかなか出てこない。外出したがらない。

- ☐ いつもより帰宅が遅い。
- ☐ 電話に出たがらない。
- ☐ お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- ☐ 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。

【持ち物の変化】

- ☐ 持ち物などがこわされている。道具や持ち物に落書きがある。
- ☐ 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物をもっている。

【友人関係の変化】

- ☐ 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- ☐ 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- ☐ 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メール（SNSなど）を気にする。
- ☐ いじめの話をすると強く否定する。

【家族との関係の変化】

- ☐ 親と視線を合わせない。
- ☐ 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。
- ☐ 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットにやつあたりする。

〈「2022年 いじめ対応ツール『コンパス』

家庭用子どもの様子チェックリスト」より引用〉

6 いじめへの対処

いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちにいじめ防止生徒指導会議において情報を共有し、組織的に対応します。

（１）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- ②いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- ③児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

（２）いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- ①いじめを受けた児童から事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- ②いじめを受けた児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保します。
- ③必要に応じて、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー（警察官経験者）など外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言

- ①いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- ②いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ③事実関係を確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- ②学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案への対応

- ①児童生徒のプライバシーに配慮した対応を行います。
- ②事案の対応に当たっては、教職員がチームとして対応し、同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- ③事案に応じて、スクールカウンセラーや医療機関、警察等の関係機関との連携を図ります。
- ④チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

(6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言をもらい、学校相互間の連携に努めます。

7 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

- ①いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。
- ②いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

(2) 観察の継続

- ①いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、児童や学級等の観察を注意深く続けます。
- ②いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

8 いじめの重大事態への対応

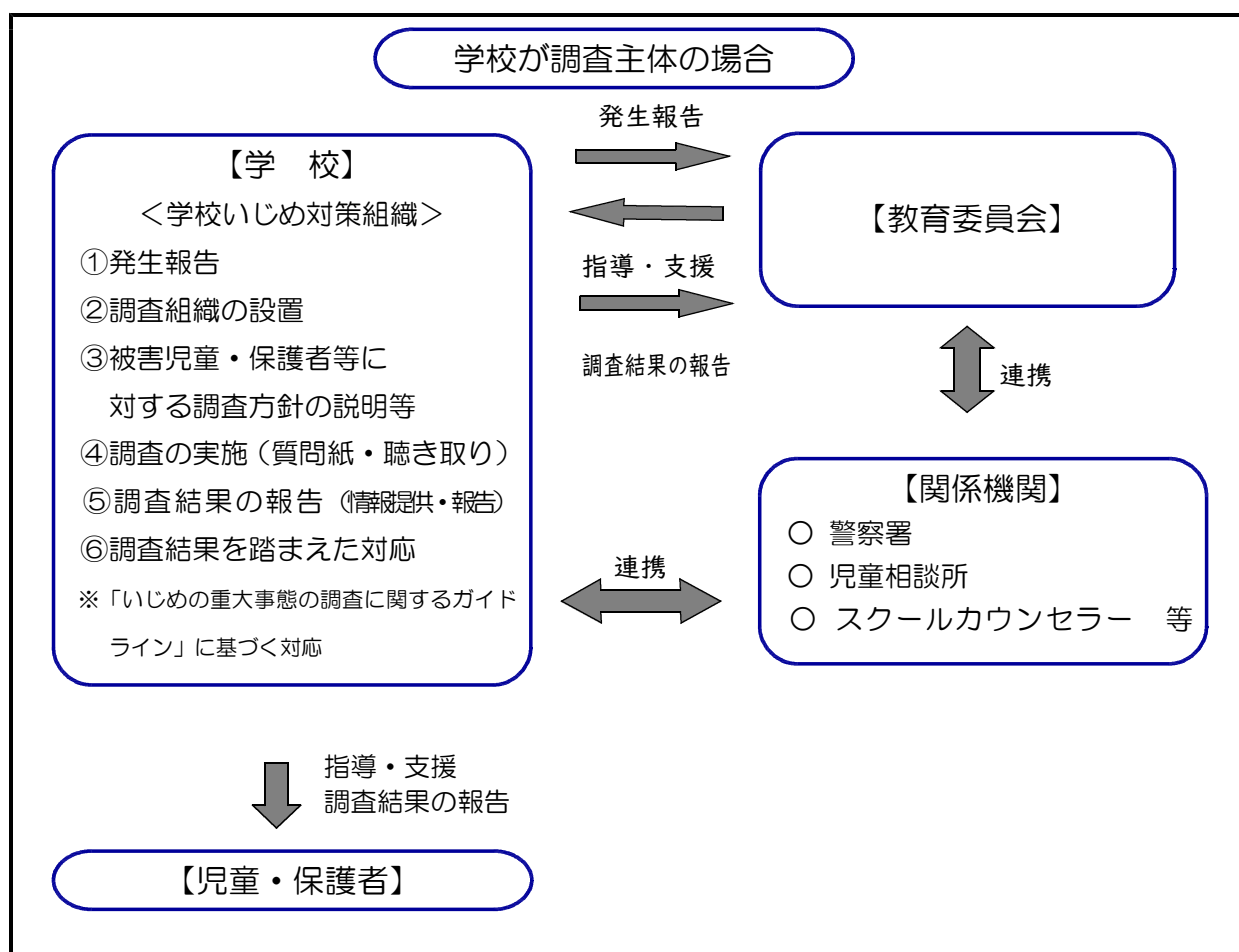
(1) 重大事態とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。
＊重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

(2) 学校における重大事態への対処

- ①重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。
- ②学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、既存のいじめ防止生徒指導会議に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施します。
- ③調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供します。

(3) 重大事態対応フロー図



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民（学校運営協議会）などの参画を得て進めるよう努めます。
- (2) いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、いじめ防止生徒指導会議に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）等の外部専門家を加えて対応します。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- (1) 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- (2) 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。
- (3) 月に1回程度、ネットパトロールを実施し、SNSの本校に関わる情報についてチェックします。内容について確認し、いじめと判断した場合にはいじめ防止生徒指導会議に報告し、対応します。

いじめ発見・見守りチェックシート

年 氏名

歌登小いじめ防止生徒指導会議

朝の会・帰りの会	☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。 ☐ 顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。 ☐ 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。 ☐ イライラして、物にあたる。
授業の開始時	☐ 一人遅れて教室に入る。 ☐ 泣いていたり、泣いた形跡がある。 ☐ 机の上や中が汚されている。 ☐ 机や椅子が乱雑にされている。 ☐ 周囲が何となくざわついている。 ☐ 座席が替わっている。
授業中	☐ 特定の児童の名前が何度も話題になる。 ☐ グループ分けや班活動で孤立しがちである。 ☐ 配付物がきちんと配られない。 ☐ 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 ☐ 冷たい視線が注がれる。 ☐ 教科書やノートに落書きされる。 ☐ 保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	☐ 職員室や保健室に頻繁に行く。 ☐ 先生の近くに居ることが多い。 ☐ 特定の児童を避ける動きが見られる。 ☐ 一人ではつんとしている。 ☐ 特定の児童を囲むように児童が集まる。 ☐ 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 ☐ 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 ☐ 侮蔑の言葉が特定の児童に対して向けられる。 ☐ 集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。
昼食（給食）時	☐ 配膳すると嫌がられる。 ☐ 食べ物にいたずらされる。 ☐ 望まないおかずを多く盛られる。 ☐ 食べ物を他人に取られる。 ☐ グループから外れて一人で食べる。
清掃時	☐ 嫌な作業をいつもやらされる。 ☐ 最後まで一人で作業をやらされる。
放課後	☐ 急いで一人で帰る。 ☐ 先生に何か言いたそうにしている。 ☐ 他の児童（生徒）の分まで荷物を持たされる。
その他	☐ 成績が急に下がる。 ☐ 服が汚れていたり、不自然な乱れがある。 ☐ 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 ☐ 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 ☐ 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 ☐ 教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。 ☐ 悪口を言われても、愛想笑いをする。 ☐ 人権を無視したようなあだ名を付けられる。

- ◆ 児童のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込まず、学校いじめ対策組織において確実に共有し、速やかに対応を！
- ◆ 日常の児童とのふれあいを大切に！
- ◆ 気付いたことを、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を！

いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学校の先生などに相談してください。

第1段階 観察しましょう

- ☐「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- ☐兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- ☐保護者への反発が強くなる。
- ☐食欲がない。
- ☐寝言などでうなされることがある。
- ☐勉強に身が入ってないように見える。
- ☐帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- ☐最近、よく物をなくす。
- ☐学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- ☐メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- ☐友達から呼び出される。
- ☐頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- ☐学校のノートや教科書を見せたがらない。（＊教科書への落書き、破れ）
- ☐保護者の前で宿題をやろうとしない。（＊プリントへの落書き、破れ）
- ☐学校行事に来ないでほしいと言う。
- ☐学校からのプリントを見せない。
- ☐放心状態でいることがよくある。
- ☐何もしていない時間が多い。
- ☐倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- ☐無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- ☐ 「行ってきます」「ただいま」を言わない。
- ☐ 気分の浮き沈みが激しい。
- ☐ 兄弟姉妹にあたるが増える。
- ☐ 理由もなくイライラする。
- ☐ 食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- ☐ 成績やテスト結果が急に下がる。
- ☐ 制服や衣服の汚れが顕著になる。
- ☐ 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- ☐ 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- ☐ メールやブログ等を見ようとししない。
- ☐ いたずら電話がよくかかってくる。
- ☐ ちょっとした音に敏感になる。
- ☐ 友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- ☐ 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- ☐ 学校や友達的话题を避けるようになる。
- ☐ 持ち物への落書きがある。
- ☐ 衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- ☐ 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- ☐ 登校を渋る。
- ☐ 身体を見せたがらない。
- ☐ 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

- ☐ 急に誰かを罵ったりする。
- ☐ かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- ☐ 身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- ☐ 身体にマジックによるいたずらがある。
- ☐ 急に友達関係が変わる。
- ☐ 友達から頻繁に呼び出される。
- ☐ 学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- ☐ 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
- ☐ 学校を転校したいと言い出す。
- ☐ 金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- ☐ 以前では考えられないような非行行動が見られる。
- ☐ 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- ☐ 日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。